

高知県行政不服審査会規則をここに公布する。

○高知県行政不服審査会規則

(平成28年4月1日規則第16号)

高知県行政不服審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県行政不服審査会条例(平成27年高知県条例第67号)第1条の規定に基づき設置する高知県行政不服審査会(次条において「審査会」という。)の運営に関し、同条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(書記)

第2条 審査会に書記若干人を置く。

2 書記は、高知県総務部法務課の職員のうちから、知事が任命する。

3 書記は、会長の指揮を受け、審査会の庶務を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。